

## 近江商人吉村儀兵衛家の雇用形態（2）

Employment System of an Omi Merchant from the Yoshimura Family

上 村 雅 洋  
Uemura, Masahiro

### 5 日野商人組合と吉村儀兵衛家

吉村儀兵衛家は、日野近在の蒲生郡小谷村に根拠地をもつ近江商人であるがゆえに、日野商人仲間との関係が雇用形態においても問題となってくる。江州日野商人組合は、日野大当番仲間の流れを汲んでおり、明治18年12月「江州日野商人組合規約」<sup>(1)</sup>によれば、明治17年の同業組合準則に基づいて同18年12月に設立された。この組合は、「蒲生郡日野三ヶ町外三十五ヶ村、即ち左ノ町村二住シテ雇人ヲ有シ、他所ニ出店ヲ設ケ、又ハ行商ヲ営業トスル者ヲ以テ」組織され、頭取には高井作右衛門、副頭取には西村市郎右衛門・正野玄三、幹事には中井源左衛門以下13人<sup>(2)</sup>の者が就いた。そして、この35か村の中には小谷村も含まれていたが、この時の江州日野商人組合人名簿（91人）の中には、吉村儀兵衛の名前はない。吉村儀兵衛家が江州日野商人組合へ加入するのは、

(1) 明治18年12月「江州日野商人組合規約」（滋賀大学経済学部附属史料館所蔵中井源左衛門家文書）。

(2) 中井家以外の幹事は、矢野久左衛門、村井重助、中田武左衛門、野田六左衛門、北浦弥左衛門、田中藤左衛門、鈴木忠右衛門、竹村太左衛門、岡崎僖兵衛、藤沢茂右衛門、瀬川喜三郎、藤岡五兵衛であった。

(3) 日野3か町と35か村とは、日野大窪町、日野松尾町、日野村井町、日野河原村、木津村、日田村、上野田村、里口村、大谷村、山本村、猫田村、十禪師村、内池村、三十坪村、小御門村、石原村、小谷村、増田村、鋳物師村、豊田村、中山村、別所村、清田村、迫村、深山口村、上駒月村、鎌掛村、南蔵王村、平子村、熊野村、西明寺村、北畑村、北蔵王村、音羽村、仁本木村、西大路村、小井口村、寺尾村であった。

次のように明治19年9月からであった。

<sup>(4)</sup>  
記

一江州日野商人組合規約へ加盟候也

蒲生郡小谷村

吉村儀兵衛

明治十九年九月廿一日

出店

栃木県下野国

芳賀郡谷田貝町四十八番地

天満屋儀兵衛

江州日野商人組合事務所御中

西川吉二郎

森田留吉

林松二郎

羽田吉太郎

島村利吉

前野捨吉

こうして吉村儀兵衛家は、江州日野商人組合に加入し、組合において定められた「江州日野商人組合雇人規程」「江州日野商人組合人賞誉規程」<sup>(5)</sup>等によって、奉公人の雇用に当たった。<sup>(6)</sup>

雇用に際しては、雇人は日野商人組合に対し、「江州日野商人組合雇人規程」による「第一号 誓約書式」、あるいは「第二号 誓約書式」を提出し、組合の検認を受けたようである。<sup>(7)</sup>

吉村儀兵衛家には、この「第一号 誓約書式」を踏まえた明治43年6月1日の次のような誓約書が残されている。

(4) 明治19年9月「記」(日野町史編さん室寄託吉村儀兵衛家文書)。

(5) 前掲明治18年12月「江州日野商人組合規約」。

(6) 正野玄三家では、この規程に基づき、「江州日野商人組合雇人名簿用紙」を用いて、明治20年1月の「雇人名簿」を作成した(前掲拙稿「近代における近江商人正野玄三家の雇用形態」151頁)。

<sup>(8)</sup>  
誓約書

- 一私儀御雇被下候付テワ左ニ誓約仕候
  - 一御家法相守り、尚貴殿ハ勿論御代理人御支配人御申付之儀ワ相背キ申間敷事
  - 一身ヲ慎ミ儉約ヲ守り、諸事大切ニ心掛ケ御商業上誓テ勉勵可仕候事
  - 一御商業上之秘事ヲ他へ洩ス間敷候事
  - 一御承諾ヲ経ズシテ自己之商業一切仕間敷候事
  - 一御給物之外一切御借用御願申上間敷候事
  - 一自己之都合ヲ以テ解備相願候ニワ、必ズ一ケ年以前其事由ヲ申上ケ御承諾ヲ受ベク候事
  - 一貴家御都合ヲ以テ解備御申聞キ相成候ハゞ異儀ナク退去可仕候事
- 右条々万一相背キ候節ハ、何様之義被仰付候共一切異儀申上間敷、且御損難等之有候ハゞ屹等弁償可仕候、尚貴家之御都合ニ依り保証人へ御沙汰相成候ハゞ、本人へ情々説諭可仕ハ勿論、本人ノ不均引受ケ弁償可仕等都テ御申聞二任セ可申候、依テ誓約書如件

明治四拾参年六月壹日

滋賀県蒲生郡日野町字大窪五百四拾六番地

本人 岩谷平吉

全 全

保証人 岩谷弥兵衛<sup>㊤</sup>

✓ (7) 山中兵右衛門家においては、この「第二号 誓約書式」の誓約書雛形が残されていた（宇佐美前掲「明治期山中兵右衛門家の奉公人請状」131～134頁）。

「第一号 誓約書式」と「第二号 誓約書式」との違いは、前者では「一御給物ノ外一切御借用御願申上間敷候事」の条項が、後者では「一給料前借一切仕間敷候事」とあり、後者には「一都合アリテ金員御借用相願御承諾被下候節ハ、相当ノ抵当品差入可申、若シ抵当品無之候ハゞ確實ナル保証人相立可申候事」と「一御解備後終身何様ノ場合有之候共、貴殿ノ御承諾ヲ経ス、御出店地并ニ御取引地ニ於テ貴殿御取扱ノ商業決テ仕間敷候事」の二つの条項が付加されている点にある。これは、「江州日野商人組合雇人規程」第二条に「丁年未滿ノ者ハ、第一号書式ニ抛ル、而シテ丁年ニ達スルトキハ、第二号書式ニヨリ改ムベシ」とあるように、雇入年齢（無給の丁稚で雇用か、有給の中途採用で雇用か）の違いによるものであった。

(8) 明治43年6月「誓約書」（日野町史編さん室寄託吉村儀兵衛家文書）。

滋賀県神崎郡八幡村大字種村千〇〇九番地

保証人 大辻清太郎<sup>印</sup>

## 吉村儀兵衛殿

この「誓約書」には、「江州日野商人組合雇人規程」の「第一号 誓約書式」に見られた「一江州日野商人組合ニ於テ、御議定相成タル諸規約ノ内雇人ニ係ル条項ハ、相背申間敷候事」の条項が欠けており、「一御商業上之秘事ヲ他へ洩ス間敷候事」の条項が付加されている。これは、この時点ですでに江州日野商人組合が存続していなかったことによるものと考えられる。

このように江州日野商人組合の規制は強く、「江州日野商人組合雇人規程」の第7条にある「誓約ニ背キ、又ハ放ニ主家ヲ退去セシ雇人アル時ハ、速ニ其事由ヲ当事務所へ届出ベシ、事務所ニ於テ此報告ヲ受クルトキハ、第四号書式ノ揭示書ヲ認メ組合員へ送附スベシ、組合員ハ之ヲ各自ノ店頭へ掲示シ、其不埒者ニ対シ商業上一切取引ヲナスベカラズ」という規定に基づいて、誓約書に違反した雇人に対し、厳しい処分が行われた。

吉村儀兵衛家にも、江州日野商人組合からもたらされた蒲生郡勝田村の栄三郎に対する明治20年8月13日の「揭示書」<sup>(10)</sup>が残されており、「右之者曾テ当組合員江雇使中誓約違背候ニ付、当組合雇人規程第七条ニ抛リ、爾後商業上一切取引ヲ為ス間敷候事」との通知が組合員に届けられ、実際にそうした処分が行われたことを物語る。

(9) 江州日野商人組合については、『近江日野町志』巻中（滋賀県日野町教育会、1930年）には「十数年の間日野の商権を維持せしが、各種法律の制定と交通機関の発達及商業道德の發揮等によりて、復た組合の規約制裁に待つこと少きに至り、自然の消滅に歸し、単に同業者一年一回の集会を開き、談話の交換意思の疎通を図るに止ることゝなれり」（464頁）とあり、明治30年代以降しだいに消滅していったようである。また、明治42年12月には、「当町商工業の発展期する目的の下に」日野商工会が創設された（同）。

正野玄三家でも、明治35年1月の「家則」にある「雇人誓約書式」も江州日野商人組合雇人規程の「第一号 誓約書式」を踏まえているが、「江州日野商人組合」の文言は見られない（前掲拙稿「明治期における近江商人正野玄三家の家訓と店則」）。

(10) 明治20年8月「揭示書」（栃木県立文書館寄託吉村儀兵衛家文書）。

このように雇用に関する強い規制が見られたのは、日野商人においては製造部門を包摂した事業を営むものが多く存在したからであった。製造部門においては、製造過程において伝統的な秘伝が商品の価値を高めるために作用する機会が多く見られ、その作業に従事していた奉公人に対しては、とりわけ奉公人としての倫理が強く求められたのである。それゆえ、仲間においても強い規制をはかる必要があり、それが酒造業を営む吉村儀兵衛家においても見られたとすることができる。

特に、日野商人が扱った葉・酒という商品は、領主の統制も強かった。領主も、製造部門を包摂する売葉や酒造業のような業種においては、仲間組織を通じて、あるいは仲間の結束を利用して統制を進めようとしたため、より一層仲間の連帯や規制も強化され、それが雇用形態にも現れたものと思われる。

## 6 在所登り制度

近江商人の雇用形態の特徴の一つに、在所登り制度があった。近江商人における在所登り制度は、本家の所在地と奉公人の出身地が近江にあり、他方で遠隔地に商圈をもつ出店が存在することにより、その間を数年ごとに行き来することで、昇進・淘汰の機会とする制度であった<sup>(11)</sup>。本家が近江国蒲生郡小谷村にあり、奉公人も蒲生郡を中心とする近江出身者であり、他方下野国芳賀郡久下田に出店をもつ吉村儀兵衛家においても当然在所登り制度が見られた。

吉村儀兵衛家の在所登りについては、「店内仕法之事」<sup>(12)</sup>に、次のようにある。

### 店内仕法之事

一児供拾才前後二而召抱候者、七ケ年過初登り之節

為仕着平生仕来り之通、番脇指貸遣し候事

### 外ニ

(11) 在所登り制度については、前掲拙著『近江商人の経営史』589～592頁などを参照。

(12) 「店内仕法之事」（日野町史編さん室寄託吉村儀兵衛家文書）。この史料は、年末詳であるが、店内の仕法替のときに作成されたようであり、天保14年「店内仕法書」とほぼ同時期のものと思われる。

- 一金貳兩也 親元へ土産として遣
- 一金壹兩也 当人小遣として遣候事
- 一同拾三四才の召抱候者七ヶ年相立、初登り之節、其者之平生働方見斗、  
親元へ土産当人小遣差出し可申候事
- 但、金三兩也 親元へ遣ス
- 金貳兩也 当人小遣遣ス
- 外ニ仕着セ同断
- 夏素之姿、麻小紋羽織壹枚
- 冬素之姿、木綿袷羽織壹枚
- 暑寒とも壹枚宛差遣し候事
- 一拾五六才ニ而召抱候者働方見斗初年か多少とも、給金相附候事
- 登国逗留日限
- 一初登り之者 国元逗留日数五十日限り
- 一中登り之者 同 日数六十日限り
- 一三度目登りか 同 日数八十日限り
- 身上物之者
- 店在勤中平生仕着遣
- 支配人か児供ニ至迄左ニ
- 一冬着用木綿嶋 壹反 但価金三分の壹兩迄
- 一同 裏地 壹反 但価金壹分貳朱の貳分迄
- 一夏着用木綿夏嶋 壹反 但価金貳分貳朱の壹兩迄
- 襟うら附也
- 一帳庭勤番之者 白足袋 壹ヶ年ニ三足
- 日々売子廻り之者 白足袋 壹ヶ年ニ四足
- 一着類仕立洗濯賃者店持ニ相成、勝手ニ致間敷、支配人へ問合候事
- 一髪結ちん并ニ病氣之節、薬礼諸入用者、店持ニ相成候事
- 但、平生奉公人身之廻煙草入廿匁、紙煙草入煙管真鍮之三匁位煙管を

用，帯小倉帯，縦令下着類襟杯古着たりとも絹気決而不相成，都而木綿物用候とも，眼立ぬ様ニ心懸可申事

一支配人ノ子供ニ至迄登国上下路用者，金四兩ニ相定，店持ニいたし候事，主人出稼并ニ奉公人兩様登り下り之節，門出振舞又者土産物取遣等，隣家たりとも相断候事，尤も其所ニ寄家戸出振舞土産取遣いたし候様候義ニ候ハ、，成丈ケ手輕ニいたし候事

すなわち，奉公人である子供の召抱えを10歳前後，13～14歳，15～16歳に区分し，10歳前後で召抱えた者は，7年を過ぎて初登りをし，その際親元への土産として2両，当人小遣いとして1両が遣わされた。13～14歳で召抱えた者は，7年になると初登りをし，親元へ3両，当人小遣いとして2両が遣わされ，ほかに夏には麻小紋羽織1枚，冬には木綿裕羽織1枚が支給され，厚遇されていた。15～16歳で召抱えた者は，勤務状況を見極め，初勤から給金が支給された。登りは，初登り，中登り，三度目登り以上とあり，それぞれ50日，60日，80日限りと逗留日限が定められていた。登りの路用金としては，子供から支配人まで4両が支払われ，門出振舞いや土産物の遣り取りを戒めている。在勤中には仕着せが，冬には木綿縞・裏地，夏には木綿夏縞（襟裏付）が支給され，帳場勤番には白足袋1年に3足，「日々売子廻り之者」には同4足と，職務により支給の異なるものもあった。また，着類の仕立洗濯賃や髪結賃・病気の薬代等は，店から支払われた。

さらに，「支配人登国之義者，隔年ニいたし登国可致事，しかし国元ニ而臨時非常之用向有之候ハ、，店都合ヲ以年々差登し候とも，右躰壺ヶ年越ニ登国可致候事」として，支配人の毎年の登り慣行を見合わせ，隔年に行うように規定された。また，「右登国之節上下路用として金四兩宛差遣し，是者店持ニ相成候事，支配人其外身上持老若者登国之義，主人存寄ヲ以差登し，若店手都合悪敷差止メ休年ニ及候ハ、，路金四兩丈者別廉ニ差遣し候事」とあるように，登りは主人の意向に応じて行われるのであり，店の都合により登りができない場合は，路金分の4両は別途支給するとした。

在所登り制度は、吉村儀兵衛家においては明治期にも引き続き行われており、明治20年「給金精算帳」<sup>(13)</sup>の冒頭には、次のように記されている。

明治参拾五壬寅年壹月ヨリ実行

登国及国滞在日数規定

一初登りハ五ケ年目トス

一二度目登り 四ケ年目

一其他年齢参拾才迄ハ参ケ年目

右滞在ハ往復日数共二一回八拾日以内トス

一参拾歳以上ノ者八年壹回

一支配人八年貳回

右国滞在日数ハ壹回六拾日以内、但シ往復日数共

右堅ク可相守事

この史料は、明治35年の規定であるが、初登りは5年目、二度登りは4年目とあり、それから30歳までは3年目ごとに登りが行われ、30歳以上の者は年1回、支配人は年2回の登りであった。滞在日数は、30歳までは往復日数<sup>(14)</sup>を含め80日以内、30歳以上・支配人は60日以内となっていた。

このように、吉村儀兵衛家においては、明治以降も長期にわたり在所登り制度が存在していた。それは、明治以降も近江出身者を多く雇用し、本家も小谷村にあり、一方商圈は栃木県に存在するという基本的な関係が依然として存続していたことによるものであろう。しかしながら、もちろんそのままの形で存続したわけではなく、交通機関の発達、生活環境の変化にともない、初登りまでの期間も7年から5年と短くなり、登り回数も増え、登りは長期休暇的な性格が強まっていったようである。

次に具体的にどのような登りが繰り返されたのかを、同じく明治20年「給

(13) 明治20年「給金精算帳」(日野町史編さん室寄託吉村儀兵衛家文書)。この史料の表紙には、「自明治貳拾年 至大正五年」とある。

(14) たとえば、音吉は万延元年9月13日に近江国を出立し、9月27日に店に入っている(安政7年正月「店用給金帳」日野町史編さん室寄託吉村儀兵衛家文書)。



金精算帳」によって見てみよう。そこには、主人の動向も記されているので、まずそれを見てみよう。主人は「当御主人者、明治九年九月三十日国元出立、十月七日夕刻店着也、当時拾三才也」とあり、明治9年に13歳で近江国から久下田店へ初めてやって来たようである。

この史料では、明治22年10月25日に帰国、翌23年4月24日に着店、同年5月3日帰国、同年11月14日着店、翌24年3月11日登国、同年7月9日着店、同年10月15日登国、同年11月23日着店と続き、これ以降毎年登国(帰国)と帰店(着店)を繰り返す。ほぼ3月頃に登国し、4～5月に帰店、6月に登国し、10月帰店するというように年に2回近江への登国と久下田への帰店を繰り返している。しかし、明治37年のように、3月11日帰国、4月13日帰店、6月2日登国、7月17日帰店、8月7日登国、10月23日帰店とあるように、年に3回の場合も多く見られる。さらに、明治44年のように、3月8日登国、4月27日帰店、6月8日登国、9月21日登国、11月14日帰店、12月12日臨時登国、12月25日帰店とあるように、年に4回も登りを繰り返す場合も見られた。しかし、これらの登国と帰店の月日を見てもわかるように、基本的には、酒の仕込みが始まる11月から翌年の3月頃までは、酒造業の繁忙期にあたるため、ほとんど事業拠点地である久下田店におり、その時期を除いたやや閑散期にあたる時期に1～2か月の近江への帰国を2～3回繰り返すのが一般的であった。

ただし、これは主人の場合であって、奉公人の場合には、前述の規定に従い、在勤年数と役職に従って登りが実施されたようである。たとえば、徳治郎（日野町出身、明治12年生まれ）は、明治23年7月14日に初下りして店に勤めていたが、5年目の同28年4月29日に初登りをし、同年6月18日に帰店している。豊吉（甲賀郡三雲村出身、明治18年生まれ）も、明治30年4月27日に初下りして店に勤めていたが、5年目の明治35年4月10日に初登りをし、同年6月29日に帰店している。善三郎（蒲生郡北比都佐村出身、明治12年生まれ）は、明治25年5月15日に近江国を出立し、翌日に初下りとして羽吉が同道して店に着いた。そして、明治29年7月20日に「主人連帰り」とあるように主人同道で

初登りをし、同年9月28日に帰店した。いずれにしても、酒造の繁忙期を避けた形で登りが行われていたことがわかる。

こうした在所登り制度は、その後も続いていたようで、大正6年の「給金精算帳」<sup>(15)</sup>によれば、主人が大阪高等工業学校の醸造科を卒業し、23歳となったので大正14年5月31日に初下りを行っている。そして、同年6月23日に登国し、同年10月21日には帰店している。その後も大正15年と昭和2年には年に2回、昭和3年には3回、登りを繰り返している。吉雄（蒲生郡西大路村出身、大正7年生まれ）は、昭和7年5月27日に初下りして店で勤め、3年目の昭和10年4月24日に初登り、同年5月27日に帰店している。重郎（蒲生郡桜川村出身、大正5年生まれ）も、昭和4年6月9日に着店し、3年目の昭和7年8月11日に初登りをし、同年9月14日に帰店している。このように、昭和期になると初登りまでの期間が3年と短縮されていったようである。

さらに、大正14年12月の「大勘定下調」<sup>(16)</sup>によれば、主人以外に喜太郎・利吉・専治郎・佐市・鶴吉・光雄・幸作・芳造・常松・陸治郎の10人の店員がおり、大正14年における登りの状況がわかる。それによると、芳造と大正14年10月14日に初勤の陸治郎の2人を除く者は、大正14年にすべて登りを行っているが、3月20日以前と12月11日以降は酒造繁忙期にあたり全員が店にいることがわかる。また、支配人と思われる喜太郎が3回の登り（4月14日～6月1日、6月14日～7月25日、8月6日～10月6日）をし、専治郎と佐市が2回、他の者は1回の登りを行っている。しかし、多い時でも3人が登りで店を空けているくらいで、例えば6月12日に利吉が着店すると、14日に喜太郎と専治郎が登国するというように、店員間で一応調整し、酒造業の繁忙期を避けながら登りを行っているようすがわかる。また、光雄と幸作は、地元出身者のようで「帰家」とあり、しかも彼らの店での職務内容は似通っていたようで、登り期間も10月10日～11月11日が光雄で、11月11日～12月11日が幸作とうまく調

(15) 大正6年「給金精算帳」（日野町史編さん室寄託吉村儀兵衛家文書）。

(16) 大正14年12月「大勘定下調」（日野町史編さん室寄託吉村儀兵衛家文書）。

整している。

昭和元年12月の「大正拾五年度大勘定」<sup>(17)</sup>によれば、主人以外に喜太郎・利吉・専治郎・佐市・鶴吉・光雄・幸作・芳造・常松・正治郎・亀吉の11人の店員を抱える。主人は、大正15年3月29日登国、6月11日帰店、7月10日登国、10月11日帰店とあり、1年のうち冬場を中心とした酒造繁忙期の半年強を久下田店で過ごし、残り半年弱を近江国の本家で過ごしていたことがわかる。喜太郎は3回登りを行っているが、そのうちの1回（2月13日～3月11日）は、「母病気登国」とあるように、母親の病気による臨時の登りのようであった。利吉・専治郎は2回、佐市・鶴吉・光雄・芳造・常松は1回登りを行っている。そのうち、光雄は、前述したように帰宅であり、芳造も「帰宅」とある。幸作は2回帰宅しているが、そのうち1回（9月29日～10月17日）は、「病気帰宅」であった。正治郎・亀吉は、新たに雇用されたようで登りは認められていない。登り期間は、喜太郎の母親病気の場合を除くと、3月29日以前と10月17日以降の酒造繁忙期には見られなかった。また、登りの期間も店員間で調整していたようで、大きく重なるようなことはなかった。

## 7 給 金

奉公人の給金については、前掲の「店内仕法之事」において、次のように記されている。

### 奉公人給金之覚

一久下田下妻本店	支配人		
一□下店	支配人		
一□□□店	支配人	国元老ケ年暮方	廿五両也
			但十両也 七月渡
			十五両 冬渡
一	支配人下身上持	国元暮方	十八両也

(17) 昭和元年12月「大正拾五年度大勘定」（日野町史編さん室寄託吉村儀兵衛家文書）。

一	川筋廻懸合方	同	十五両也
一	売子廻り	同	十式両也
一	枅取方	同	十式両也

♪

すなわち、各店の支配人には、国元で暮らすための給金として1年に7月10両、冬15両の合計25両が渡された。「支配人下身上持」には18両、「川筋廻懸合方」には15両、「売子廻り」には12両、「枅取方」には12両の給金がそれぞれ職務<sup>(18)</sup>に応じて支給された。

元治元年12月の「奉公人請状証文之事」<sup>(19)</sup>によれば、奉公人の大根田村の周吉に対し、「御給金之儀者、当子ノ十二月廿六日夕来ル寅ノ十二月廿六日迄御給金として金拾式両ニ相定、只今為御取替金拾両也慥ニ受取申候、残金之儀者追々当人江御渡し可被下候」とあるように、地元の奉公人に対し2年間で12

(18) 大正9年の場合であるが、店員と職務内容について、具体的に次のようにある。「現在店員九名ニシテ内二名ハ当地ヨリ臨時雇入小僧ナリ、西川喜太郎、村井利吉、井口専治郎、西川佐市、藤沢末松、藤川鶴吉、熱田光、郡司幸作、渡辺芳造、内西川佐市ハ目下帰国中来ル十二月二日頃帰店ノ予定ナリ、主タル職務ハ佐市ハ雑務、藤沢末松ハ主トシテ枅取役ニシテ、本年度ヨリ検査係ヲ命ジタリ、鶴吉ハ出廻り及び枅取役ヲ兼務ス、光ハ主トシテ得意廻リヲ命ジケリ、要スルニ現状トシテハ左ノ人員ニテ充分ナルモ（大正三、四年頃ヨリ三名減）、繁忙期殊ニ販路拡張ヲ図ラントスルキハ、更ニ一名ノ増員ハ止ムヲ得ザル有様ニテ、殊ニ店員養成上国元ヨリノ小店員一名ヲ雇入ルニハ焦眉ノ急ニ属シ、年末其ノ増員ヲ依頼シアルモ、今ニ至ルマデ適当ナルモノヲ発見、雇入ルハ能ハザル次第ナリ、蔵働キ人ハ、杜氏外十九名ニシテ、今一名増員雇入ルハモノトス、従来ヨリ働キ二名ヲ減少スル予定ナリ、是レポンプ据付ケノ為ナリ、内十四名ハ何レモ前年ヨリ勤続従順ナルモノナリ、臨時雇入トシテハ、桶工二人、百姓一人」（大正9年11月「商況概略」日野町史編さん室寄託吉村儀兵衛家文書）とあり、9名の店員のうち2人（幸作と芳造）は現地での臨時雇である。佐市（蒲生郡西大路村出身、明治3年生まれ、同42年店着）は雑務、末松（蒲生郡南比都佐村出身、明治28年生まれ、同41年店着）は枅取役、鶴吉（蒲生郡桜川村出身、明治32年生まれ、同43年店着）は出廻り及び枅取役、光（久下田町出身、大正5年店着）は得意先廻りであり、喜太郎（日野町出身、明治15年生まれ、同28年初下り）・利吉（日野町出身、明治13年店着）・専治郎（日野町出身、明治9年生まれ、同30年初下り）は、店の幹部連中である。また、蔵人としては、杜氏ほか19名の者がおり、臨時雇いの桶工2人と百姓1人もいた。

(19) 元治元年12月「奉公人請状証文之事」（栃木県立文書館寄託吉村儀兵衛家文書）。

両と決め、まず10両を先に受け取っている。また、文久3年12月の「奉公人請状之事」<sup>(20)</sup>では、同じく地元の鹿村の松之介が「御年貢御上納ニ差詰り」「馬引く奉公ニ御召抱被下候様」とのことで、年季給金1か年に5両2分と取り決めている。

なお、酒造労働の給金については、安政3年（1836）に次のような取り決めを行っている。

心得之事<sup>(21)</sup>

一杜氏給金 是迄定金拾両也

安政三辰八月の相改金拾三両也

尤当人勤方情々次第高下有之候事、表ハ矢張是迄通り金拾両ツ、  
兎角当人当人出情次第取斗可申心得也

一頭給金 是迄定金八両也

安政三辰八月の相改金九両の金拾両迄

尤当人勤方情々次第取斗可申事、定ハ金八両也

一糶やハ 是迄定金六両之処、近頃せ見ニ而直上ケ之様子ニ付、金七両  
也迄差遣

尤当人勤方ニ応し、金八両迄取斗可申事

一二番ハ 是迄定金五両の金五両二分迄取斗可申事

是も当人情々ニ寄而ハ金六両迄取斗可申事

右之通此度内証致置候、勿論表向ハ諸事は迄通り給金と致し置、其上当  
人当人情々ニ寄而高下取斗可有之事

安政三辰八月の相改メ

すなわち、これまで定められていた給金を安政3年8月から改定するというものであった。杜氏は10両から13両に、頭は8両から9～10両に、糶屋は6両から7～8両に、二番は5両から5両2分～6両に「当人勤方情々」に

(20) 文久3年12月「奉公人請状之事」（栃木県立文書館寄託吉村儀兵衛家文書）。

(21) 安政3年「心得之事」（嘉永4年8月「覚」栃木県立文書館寄託吉村儀兵衛家文書）。

じ支給するというものであった。ここでは、杜氏・頭・糶屋・二番の4つの酒造労働者の給金しか示されていないが、昭和7酒造年度の栃木県酒造従業員給料支給額表<sup>(22)</sup>によれば、杜氏・頭役・麴屋・酛廻り・二番・舟頭・釜屋・上働・中働・下働があり、平均支給額はそれぞれ311円、155円、158円、153円、128円、125円、116円、106円、99円、89円であった。給金額の格差により、酒造労働における役割・権限の大きさがうかがえる<sup>(23)</sup>。

吉村家の酒造労働者については、やや断片的であるが、次のようなことがわかる。嘉永4年(1851)8月の「覚」<sup>(24)</sup>には、越後北条村の甚蔵が嘉永4年7月30日に着店し、糶屋役を勤めた。「亥秋々」頭役となり、その後暇をとり、明治3年9月3日に着き、杜氏清吉と切替で、杜氏甚蔵が再勤杜氏となった。清吉は、万延元年8月1日に頭として召抱えとなり、その後明治3年まで杜氏を勤めたようである。越後国葦輪郡田谷村の定吉(36歳)が明治6年9月9日に頭役として着店した。頭役としては、文久3年8月4日に吉兵衛が就いている。二番役には、慶応2年10月16日再勤の茂吉、同3年10月24日着の瀧蔵がなっている。また、前掲明治20年「給金精算帳」では、大正元年10月15日着で、

(22) 徳田浩淳『栃木酒のあゆみ』(栃木県酒造組合, 1961年) 388～389頁。

(23) 一方、店員の給金については、「大正六年度決算調」(日野町史編さん室寄託吉村儀兵衛家文書)では、喜太郎204円、利吉198円、専治郎192円、佐市158円、清三郎108円、平吉96円、末松6円60銭、鶴吉54円であった。前掲大正14年12月「大勘定下調」によれば、主人300円、喜太郎650円、利吉450円、専治郎420円、佐市370円、鶴吉370円、光雄300円、幸作190円、芳造170円、常松170円、正治郎45円の総額3435円であった。前掲昭和元年12月「大正拾五年度大勘定」では、主人500円、喜太郎650円、利吉450円、専治郎420円、佐市370円、鶴吉370円、光雄300円、幸作200円、芳造180円、常松170円、正治郎150円、亀吉70円の総額3830円であった。なお、給金以外に配当金が店員の格付けに応じて支給された。例えば前掲「大正六年度決算調」では、喜太郎(9.5)388円94銭、利吉(9)368円47銭、専治郎(8)327円54銭、佐市(5)204円70銭、清三郎(5)204円70銭、平吉(3)122円82銭、末松(1)40円95銭、鶴吉(2)81円88銭、杜氏20円であった。こうした配当金は、山中兵右衛門家においても見られ、1年間の利益金のうち本家へ為登金として送った残りを奉公人の格式に応じて配当したとされる(青柳周一「山中兵右衛門家における文久家政改革」前掲『近世・近代における商業資本発達史の研究』)。

(24) 嘉永4年8月「覚」(栃木県立文書館寄託吉村儀兵衛家文書)。

新潟県三島郡岩塚の田中常太が杜氏となっている。このように、越後国を中心とした酒造労働者が吉村儀兵衛家に8～10月頃に雇用され、頭役などの酒造労働を経験した者が杜氏として活躍していたようであり、再勤などもよく見られた。

明治5年5月「人別書上并ニ寄留再改書上」<sup>(25)</sup>によれば酒造方に寄留している者として、明治3年9月3日からの甚蔵（越後国刈輪郡北条村六左衛門二男、53歳）、同4年8月10日からの熊吉（同国刈輪郡下宿村弥惣吉三男、37歳）、同年8月11日からの弥兵衛（同国頸城郡未野村巳之吉二男、33歳）、同年3月17日からの惣吉（同国頸城郡柳町村作蔵三男、21歳）、同5年4月8日からの勝二郎（下野国都賀郡芦戸村伝蔵二男、17歳）が、あげられている。なお、杜氏の甚蔵は「当町下川又借家ニ付」とあり、儀右衛門の店に寄留するのではなく、別に久下田町の借家に居住していたようである。

## 8 個別奉公人の動向

ここでは、吉村儀兵衛家の奉公人で、多少ともその動向がわかる奉公人の具体的事例を取り上げ、その退職理由などの特徴について考えて見ることにしよう。

吉村家においても、長期にわたり勤務した奉公人に対しては、それに報いるために褒美金や慰労金が支給された。例えば、平蔵は、文化8年12月15日から勤め始め、「長々首尾能相勤、嘉永元申春の隠居、為褒美金百両也、差遣ス」とあるように、36年間の長期勤続に対し100両の褒美金が支給された。その後、<sup>(嘉永5年)</sup>「子十二月廿日夕方俄に病氣差起り、尤早中風之様子ニ付、翌廿一日朝七ツ時ニ死去ニ成」と、嘉永5年に病死している<sup>(26)</sup>。利吉（日野町出身）は、明治13年に着店し、以来勤めに励み、昭和15年5月14日に「依頼永暇、本人老齡ノ故ヲ以テナリ」と、依頼退職したが、その際「全人永年勤続ヲ賞シ、聊カ慰労

(25) 明治5年5月「人別書上并ニ寄留再改書上」（栃木県立文書館寄託吉村儀兵衛家文書）。

(26) 前掲安政7年正月「店用給金帳」、前掲嘉永4年8月「覚」。

ノ意ヲ以テ、別ニ慰勞方法ヲ講ズ、要用帳村井口江詳記ス」とあり、店ではその勞に報いたようである<sup>(27)</sup>。

奉公人の退職理由として、病氣や病死の多さが、奉公人の置かれている生活環境の悪さと関連づけて説明されてきた<sup>(28)</sup>。吉村儀兵衛家の奉公人の動向を見る中でも、その多さが目に付いた。例えば、病死については、前述した平蔵も含め多くの事例が見られた。忠太（近江国山上村出身）は、天保9年9月26日に初下りし、弘化3年には国元にいたが、嘉永5年11月14日から久下田店に勤め、同6年9月9日には恩名店勤めとなり、安政2年6月26日からは恩名店から戻り、安政5年3月28日には近江へ登国し、同年8月8日には下向している。万延元年4月23日まで拵取をし、その後登国した後、「国元々下向後、病氣ニて追々相重り<sup>(慶応2年)</sup>、寅 正月十日昼時ニ死去仕候」とあり、病死（28年勤続）している<sup>(29)</sup>。朶蔵（蒲生郡増田村出身）は、嘉永5年に初下りし、安政4年9月20日頃から柿岡店に勤め、同5年5月20日より登国、文久2年8月2日柿岡店より帰店、同年11月11日に登国、同3年3月24日帰店し、「<sup>(明治3年)</sup>午 八月十日昼時頃より俄ニ持病相発症氣正身之趣、終ニ八月十六日ハツ過ニ死去ニ相成申候」とあり、56歳で病死（19年勤続）している<sup>(30)</sup>。

宗兵衛は、天保4年8月11日より勤め始めたが、明治19年8月に怪我をし、その後「床ニ附キ居り候処、漸々ニ病勢相増シ」同21年1月4日朝に死去<sup>(31)</sup>（55年勤続）した。吉太郎（蒲生郡小谷村出身）は、明治14年12月7日に初下りし、明治45年に以前から発病していた病で5月1日に死亡（31年勤続）して

(27) 前掲大正6年「給金精算帳」。大正7年「要用記」（日野町史編さん室寄託吉村儀兵衛家文書）には、「村井利吉ハ、明治拾參年九月廿七日久下田店入店、昭和拾五年五月十四日老齡故ヲ以テ退店迄六拾年間ノ永キニ渉リ勤続、本店最古ノ勤続者トシテ永久客勤者ノ範タリ、全人退店ニ当リ聊カ永年勤勞ニ酬ユ意味ヲ以テ、左記ノ通り、慰勞筋ヲ贈与ノコトニ決セリ」とあり、3000円を贈与している。

(28) 安岡重明『近世商家の経営理念・制度・雇用』（晃洋書房、1998年）110～116頁。前掲拙著『近江商人の経営史』594～595頁。

(29) 前掲嘉永4年8月「覚」。

(30) 同上。



<sup>(32)</sup> いる。勇蔵は、天保7年3月から鷺巣店に勤務し、安政4年9月20日からは柿岡店に移動し、明治3年8月9日より病気となり、16日には久下田店で死去（35年勤続）している。<sup>(33)</sup> 吉次良は、「文久三年亥九月九日ヨリ勤務、漸々昇進支配役ト成り、本店ニ尽サレシ事故挙ニ暇アラズ、其勤労実ニ大ナリ」とあるように、文久3年から勤めて、昇進して支配役にまで登り詰めた優秀な奉公人であったが、明治35年12月病気となり、同36年7月3日に51歳で死亡（40年勤続）した。<sup>(34)</sup>

ここでも見られた久下田店から鷺巣店、恩名店、柿岡店などとの転勤が比較的多く見られることも、他の近江商人にはあまり見られない吉村儀兵衛家の雇用の特徴となっている。それは、吉村家の出店の稼業が酒造業であるという共通した業種であること、出店が久下田店を中心に関東北東部の比較的近接したまとまった地域に存在したことが、このような転勤が比較的多く見られる雇用のあり方になったものと思われる。

こうした病死による退職だけでなく、病気療養が長期に及ぶことにより、店への迷惑や自分の将来を考え、退職を選択する場合も見られた。例えば、貞次郎（甲賀郡大原村）は、明治35年6月21日に初下りし、同38年6月2日に、「平素病身者ニ付、往々使用シ、見込ナク、今回長之暇遣シタリ」とあり、病身が退職に至ったようである。<sup>(35)</sup>

もう一つ奉公人における大きな退職理由としてあげられるのが、不埒によるものである。例えば、喜兵衛は、文化13年10月に初下りし、「長々相勤居候へとも、心得違二而不埒、暫禁足申付候、乍併長年相勤居候儀故、右年限中金二両也助情置候也」「右禁足中心得直候哉と存、助情いたし居候へとも、一向其はし見へ不申候、未々見込も無之候ニ付、無抛長之いとま差遣し申候」とあり、

✓ (31) 前掲安政7年正月「店用給金帳」。

(32) 同上。

(33) 同上。

(34) 前掲明治20年「給金精算帳」。

(35) 同上。

不心得があったが、長年勤めたということで、禁足処分にして様子を見ていたところ、一向に改心の様子が見えず、将来の見込みもないので、解雇した。<sup>(36)</sup>豊吉(甲賀郡三雲村出身)は、明治30年4月27日初下りし、同35年4月10日に初登り、同年6月29日帰店を繰り返していたが、明治38年正月15日に「帰国切ニテ長ノ暇遣シタリ、近事女色ニ溺レ、度々不都合アリシ故也」とあり、登りを機に解雇している。<sup>(37)</sup>辰蔵(日野町出身、明治29年生まれ)は、明治44年6月6日に初下りし、大正4年には初登りをしたが、<sup>(大正5年)</sup>「昨年春ヨリ身持宜シカラズ、二月中度夜遊ビアリ、嚴重訓諭シタレド、五月二日午後七時無断出店逃亡シタル故解雇ス」とあるように、身持ちが宜しくないため解雇した。<sup>(38)</sup>

こうした直接的な不埒によるものだけでなく、家風に合わずということで、入店後比較的早い時期に解雇された者もいた。定吉(日野町出身、明治10年生まれ)は、明治22年6月23日に着店したが、同25年2月3日に「何分家風ニ不向無余義、親元へ連返シ候也」とあるように、家風に合わず解雇した。<sup>(39)</sup>

家風に合わずといった明確な雇用者側の理由だけでなく、自ら実際に店で働く中で自分の将来性を考え、早目に決断したようである。徳治郎(日野町出身)は、明治29年8月25日に勤めたが、同30年1月27日「本人ヨリ長ノ暇願ヒ店出立シタリ」とあり、半年もしないうちに辞めている。<sup>(40)</sup>助治郎(日野町出身)は、「明治三十五年六月二日初下りノ処、今回長ノ暇本人ヨリ請求ニヨリ解雇シタリ、明治三十七年七月廿三日仕切渡ス」とあり、明治35年に初下りし、同37年に本人の申し出により解雇した。<sup>(41)</sup>

このように、吉村儀兵衛家の奉公人の解雇理由としては、近江商人において一般的に見られた病気・病死と不埒による場合が多く見られたこと、不埒なも

(36) 前掲天保5年正月「日下栄」。

(37) 前掲明治20年「給金精算帳」。

(38) 同上。

(39) 同上。

(40) 前掲安政7年正月「店用給金帳」。

(41) 前掲明治20年「給金精算帳」。

のにも一定の反省を促す機会が与えられていたこと、長期勤続者には褒美金などの報酬が与えられ、その勤労に報いたこと、登りが解雇・退職を促す一つの契機になっていたこと、酒造業という共通の業種で、近接した地域に出店が集中していたため、出店間での移動が容易であり、転勤が比較的多く見られたことなどが明らかになった。

## おわりに

以上、関東において酒造業を営んでいた近江商人である吉村儀兵衛家の雇用形態については、江戸時代以来の雇用形態が基本的には明治以降昭和期に入るまで、多少の変化は見られたものの継続しており、そこでは次のようなことが明らかになった。

第1に、久下田店の「宗旨人別書」によれば、店には儀右衛門を筆頭に悴の庄助、弟の伊右衛門の親族と、近江出身の店員と越後出身の酒造労働者が合計10～15人程度居住していた。近江国出身の奉公人は、日野を含む蒲生郡出身者がほとんどであった。勤続年数は、比較的短い者が大多数を占め、5年以内に55%（3年以内では42%）、10年以内では79%の者が店を離れている。しかし、20年以上も長期にわたっている者や、累世代にわたって雇用されているものも見られた。入店年齢と退店年齢は、比較的分散しており、入店年齢や退店年齢の高さは、奉公人の中に酒造労働者や下男が含まれるという製造部門を包摂した事業を営んでいる近江商人の雇用の特徴となって現れていた。

第2に、小谷村の「宗門御改帳」によれば、儀兵衛は宝暦5年頃に五郎兵衛家から母智教を伴い分家し、女房を迎えた。儀兵衛家は、嫡男をも含めたほぼ3～6人家族で、家督を順調に相続していった。儀兵衛家には下男・下女も1人ずつおり、彼らは、蒲生郡を中心とした地域の出身者であった。近江国蒲生郡小谷村の儀兵衛と下野国芳賀郡の久下田店の儀右衛門は、同一人物であった。小谷村の儀兵衛は、久下田店においては儀右衛門を店名前として用いて寄留し、近江国の本家と久下田店とを毎年のように往復して家産の管理と事業経営の任

務に当たっていた。

第3に、奉公人請状では、関東での酒店での奉公が明示され、宛名は小谷村の吉村儀兵衛と下野国芳賀郡久下田の天満屋儀右衛門との連名になっていた。請状は、ほぼ毎年のように残存しており、年に1～2人の奉公人が雇われていた。月別では、一応分散しているものの、2月と8月にやや集中し、酒造作業との関連が想起された。年季は、ほとんどが5年季、あるいは10年季に集中していた。出仕年齢は、10代が意外と少なく、20代後半にやや多く、30代以降や50代もある程度見られ、年齢は分散しており、酒造労働をも包摂していたことが関係していたようである。出身地は、すべて近江国で、蒲生郡が63%を占め、ほとんどが蒲生郡小谷村周辺の村々の者であった。給金は、酒造仲間の規定に従い職務に応じて支払われており、酒造労働を包摂する特殊性が指摘できた。

第4に、吉村儀兵衛家の店則によれば、主人を頂点に、支配人が支配方として店の統轄を行い、その下に営業や管理を担当する帳場勤方があり、さらに子供や若年の者による台所部門の勝手向が存在した。また、質屋稼業も行っていたため、質方店員も抱え、ほかに酒造労働に従事する蔵働が存在した。酒造部門では蔵人として、杜氏を頂点に糶屋、働之者、めしたき、春屋がいた。そして、酒造労働の繁忙期には、店方である帳場の者が作業を手伝ったりしたようで、店方と蔵方とは、さほど厳密に区別されているものではなく、酒造についても蔵人に全面的に任せるとは、その都度いろいろと相談しながら作業を行っていた。主人と奉公人との関係についても、主人が不行跡な場合には、主人への諫言を定めていた。また、店員間の意思疎通、切磋琢磨や、主人を含めた平等意識を確認している。

第5に、吉村儀兵衛家と日野大当番仲間の流れを汲む江州日野商人組合との関係では、同組合が明治18年12月に設立されたが、吉村儀兵衛家が同組合へ加入するのは、同19年9月であった。同組合には、「江州日野商人組合雇人規程」「江州日野商人組合人賞誉規程」等雇用に関する詳細な規程が定められており、吉村儀兵衛家でも、この規程を踏まえた誓約書や組合からの掲示書が残されて

おり、仲間の連携・規制が強い製造部門を包摂した日野商人の雇用上の特徴が吉村家においても見られた。

第6に、吉村儀兵衛家においても、在所登り制度が見られ、10歳前後で召抱えた者は、7年を過ぎて初登りをし、その際親元への土産として2両、小遣いとして1両が遣わされた。登りは、初登り、中登り、三度目登り以上とあり、それぞれ50日、60日、80日限りと逗留日限が定められていた。路用金としては、子供から支配人まで4両が支払われ、店の都合により登りができない場合は、路金分の4両は別途支給された。在所登り制度は、明治期にも引き続き行われ、明治35年の規定では、初登りは5年目、二度登りは4年目とあり、それから30歳までは3年目ごとに登りが行われ、30歳以上の者は年1回、支配人は年2回の登りであった。滞在日数は、30歳までは往復日数を含め80日以内、30歳以上・支配人は60日以内であった。こうした在所登り制度は、昭和期になると初登りまでの期間が短縮したり、登り回数が増えたりするなど交通手段や生活環境の変化により変質するものの、まだ存続していた。登りの期間は、店員間で調整し、酒造業の繁忙期を避けていた。

第7に、奉公人の給金については、各店の支配人には、7月に10両と冬に15両の合計25両、「支配人下身上持」には18両、「川筋廻懸合方」には15両、「売子廻り」には12両、「拵取方」には12両の給金がそれぞれ職務に応じて支給された。酒造労働の給金については、安政3年に杜氏は10両から13両に、頭は8両から9～10両に、糶屋は6両から7～8両に、二番は5両から5両2分～6両に「当人勤方情々」に応じて支給するように改定された。昭和7酒造年度の栃木県酒造従業員給料支給額表には、杜氏・頭役・麴屋・酛廻り・二番・舟頭・釜屋・上働・中働・下働があり、平均支給額はそれぞれ311円、155円、158円、153円、128円、125円、116円、106円、99円、89円と職務によって定められていた。

第8に、吉村儀兵衛家の奉公人の退職理由として、病気や病死の多さと不埒が目についた。しかし、不埒なものにも一定の反省を促す機会が与えたり、長

期勤続者には褒美金などの報酬が与えられたりして、その勤労に報いた。在所登り制度は、解雇・退職を促す一つの契機になっており、各出店が酒造業を営み、しかも近接した関東地域に集中していたため、吉村家では出店間での移動が比較的多く見られた。

#### 〔付記〕

本稿作成にあたっては、史料所蔵者である吉村儀兵衛家ならびに寄託先である日野町史編さん室、栃木県立文書館には、大変お世話になった。ここに深く感謝の意を表します。なお本稿は、平成20年度～平成22年度科学研究費補助金(基盤研究(C))「近江商人の経営と雇用形態に関する研究」による研究成果の一部である。